千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課長

公立保育所における一時預かり事業(定期利用)の延長料金の取り扱いについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公立保育所における令和3年度以降の一時預かり事業(定期利用)の延長保育料の取り扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1 令和3年度以降の一時預かり事業定期利用 延長保育料

(区分)	月額	突発的な延長保育利用	災害・電車遅延による迎えの遅れ
(時間)	1 時間	(月1回まで)	(回数制限なし)
3歳以上	1,900円	1,000円	_
3歳未満	3,000円	1,500円	(徴収免除)

2 令和3年度以降の変更点

(1) 電車の遅延により、事前の申し込みなく、延長保育を利用した場合

(変更前) 理由を問わず、お迎えが遅れた場合は料金を徴収

(変更後) **令和3年4月から、電車の遅延による遅れに限り、料金を徴収しない**こととします。

※電車(JR以外も含む)の遅延の場合は、お手持ちの携帯電話等で電車遅延の事実が確認できる画面(遅延証明書に限らない)を必ず表示させ、各園の職員に提示下さい(事前の電話連絡をお願いします)。

(2)電車の遅延以外の理由で、事前の申込みなく、延長保育を利用した場合(突発的な延長保育利用)

(変更前) 月に1日のみの利用であっても月額料金を徴収

(変更後) 令和3年4月から、月に1日までの利用の場合の延長保育料を新たに設定します。

- ※延長保育料は、<u>月に1日までの利用の場合は、3歳以上:1,000円 3歳未満児:1,500円です。</u> (別途書類の提出が必要。月に2回以上利用する場合は月額料金。)
- ※基本的には前月末までに申し込みを行い、月単位で利用・料金を徴収するという取り扱いに変更はありません。
- ※あくまで、事前に申し込みはしていなかったが、(電車の遅延以外の)やむを得ない理由で1回に限り、延長保育を利用した方向けの料金設定である点にご留意下さい。

(3) お迎えの遅れに係る判断基準について

ア どの時点を以て「お迎えに来た時間」となるか

従前は「帰り支度が終わり園を出た時間」としていましたが、客観性の確保の観点から、「荷物をまとめ、子どもと一緒に「帰ります」と職員のところに来た時間」で統一させていただきます。

イ 1分でも遅れた場合は料金を支払うのか 原則1分でも遅れた場合は料金が発生することとなります。